

2015年(平成27年)7月30日(木曜日)

代表側の控訴棄却

女性信者を乱暴したとして準強姦罪に問われ、無罪判決を受けたつくば市の宗教法人「小牧者訓練会」と男性代表(67)に対し、元信者の女性4人がわいせつ行為を受けたとして、計4620万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁(石井忠雄裁判長)は29日、1審・東京地裁の判決を支持し、被告側の控訴を棄却した。

また、法人と代表が元信者らの主張に名誉を毀損されたとして計1億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は同日、代表側の控訴を棄却した。

被害を訴えた女性らを支援する会は同日、つくば市内で記者会見し、「私たちの訴えが偽りではないと認

められ、心から喜んでいきます」という被害者のコメントが読み上げられた。

代表の代理人弁護士は読売新聞の取材に対し、「主張が認められず残念。ただちに上告する」と話した。